

「第4次川崎市自殺対策総合推進計画(案)」に関する意見募集 の実施結果について

1 概要

川崎市では、国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」、平成26年4月に施行した「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、「川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

この度、令和3年3月に策定した第3次計画期間終了に伴い、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、川崎市の現状やこれまでの成果と課題を踏まえ、自殺対策を総合的に推進していくため、計画の改定を行い、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、7通(意見総数11件)の御意見をお寄せいただきました。

2 意見募集の概要

| | |
|---------|---|
| 題名 | 第4次川崎市自殺対策総合推進計画(案)に関する意見を募集します |
| 意見募集の期間 | 令和5年12月1日(金)～令和6年1月22日(月) |
| 意見の提出方法 | 郵送、持参、FAX、川崎市ホームページ |
| 募集の周知方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・市政だより(12月号) ・かわさき情報プラザ(市役所第本庁舎2階) ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、公文書館 ・健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 ・関係団体への周知 |
| 結果の公表方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・かわさき情報プラザ(市役所本庁舎2階) ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、公文書館 ・健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 |

3 結果の概要

| | | |
|-------------|--------------------|---------|
| 意見提出数(意見件数) | | 7通(11件) |
| (内訳) | 郵送 | 0通(0件) |
| | 持参 | 0通(0件) |
| | FAX | 1通(1件) |
| | 川崎市ホームページ(電子メール含む) | 6通(10件) |

4 御意見の内容と対応

意見募集では、基本理念や基本方針、計画期間に関する御意見や、計画推進に関する取組項目への御意見などが寄せられました。

お寄せいただいた御意見については、計画(案)を加筆・修正するもののほか、計画(案)の趣旨に沿ったもの、計画(案)に対する要望や今後の参考とするものであったことから、計画(案)について必要な修正、また、時点修正及び一部表現の修正を行い、「第4次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定します。

【対応区分】

- A:御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B:御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C:今後取組を進める中で参考とするもの
- D:案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E:その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見)

【意見の件数と対応区分】

| 項目 | A | B | C | D | E | 計 |
|---|----|----|----|----|----|-----|
| (1)計画全般(「第1章 計画策定にあたって」、「第5章 計画の目標」)に関する事 | 1件 | 0件 | 0件 | 2件 | 0件 | 3件 |
| (2)計画の推進(「第7章 取組項目」)に関する事 | 0件 | 3件 | 2件 | 2件 | 0件 | 7件 |
| (3)その他 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| 合計 | 1件 | 3件 | 2件 | 4件 | 1件 | 11件 |

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

4 御意見の内容

(1) 計画全般(「第1章 計画策定にあたって」、「第5章 計画の目標」)に関すること

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 1 | 自殺を「メンタルヘルスの悪化による最悪の末路」ではなく、「死までを含むメンタルヘルス悪化の一連の過程」と捉えるべきではないでしょうか。現行の自殺総合対策大綱では、このプロセスに重点を置くこととなっていますが、基本方針は最終行動にのみ焦点を当て、その過程を見過ごしている印象を受けます。これは、自殺行為に至らなければ、メンタルヘルスの悪化をある程度許容するかのような印象を与えかねません。 | 本計画では、自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識として「自殺予防プロセス図」を位置付けています。「自殺予防プロセス図」は、自殺の発生を増加させるような出来事や病気等が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることによって孤立を回避し、生きる方向に進むことを目指すものです。最終行動にのみ焦点を当てることにならないよう、今後も基本的認識のもと、各ライフステージにおける取組を進めてまいります。 | D |
| 2 | 計画期間を3年から6年に変更することに反対するものではありませんが、その理由が理解しにくいです。長期的視点を持ち、取組を推進するのは第1次計画からその立場であったと思います。地域福祉計画やノーマライゼーションプラン等との整合性や連携をあげていますが、前者は3年、後者は6年の計画期間であり、その上で本計画が6年に延長する理由、意図をもう少し明確にした方がよいのではないかと思います。 | 第1次～3次計画においては、基本理念の実現に向けた効果的な施策体系、推進体制の構築や、課題分析等を行うため計画期間を短期間である3年と設定し改善しながら取組を進めてきました。 この度の改定においては、第3次計画までの取組・検討によりその基礎的な枠組みの構築や課題分析の蓄積が一定進んだことから、より長期的な視点をもって取組の推進・評価を行うため計画期間を6年と設定したものです。 いただいたご意見を踏まえ、計画期間の設定をより明確に説明するため、「第1章 7 計画期間」の記載内容を修正いたします。 | A |
| 3 | 定量的な目標設定として、自殺者数の割合を用いることには問題を感じます。相対値ではなく絶対値による目標設定が、より適切であると考えられます。 | 本計画では、より正確な実態把握を行うことを目的に、自殺死亡者数の実数ではなく、人口増減の影響を受けにくい自殺死亡率を定量的目標に設定しております。なお、自殺死亡率は単年での変動が大きいことから、計画期間を含む6年間の平均を5%減少することを目指すとし、計画の3年目に各種統計及び社会状況の変化等を踏まえ、定量的目標の中間見直しを行い、より実態に即した目標設定のもと取組を進めてまいります。 | D |

(2) 計画の推進(「第7章 取組項目」)に関すること

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 4 | <p>市立学校では「川崎市 SOS の出し方・受け止め方教育」が実施されており、これは評価できる取組ですが、実施回数が少ないため、継続的に回数を増やして実施する方がより効果的だと思います。実施時間がとれない場合も、「道徳」の時間の一部を使う等の工夫はできないでしょうか。また、実施回数を増やし継続的に行うのであれば、「ストレスマネジメント教育」という形であれば、より実行しやすい受け入れやすいように思われます。</p> | <p>「川崎市 SOS の出し方・受け止め方教育」は、「生命尊重に関する教育」や「温かい人間関係を築く教育」などを連動させて行うことを重視しており、道徳、特別活動などの教科等も含め、教育活動全体を通して効果的に取組を進めてまいります。</p> | D |
| 5 | <p>昨年度から高校の保健体育で「精神疾患の予防と回復」の項目が盛り込まれることになりました。その時間に自殺予防に関する授業なども盛り込めると良いかもしれません。「精神疾患の予防と回復」の項目についても、教える教員への専門家のサポートや、授業自体に専門家が出ると、授業自体の充実というだけでなく、教員や生徒と専門家が関わる(つながる)きっかけにもなると考えられます。</p> | <p>高等学校学習指導要領の改訂により「精神疾患の予防と回復」について「精神疾患の特徴」「精神疾患への対処」が指導内容として明記されました。具体的な学習内容としては、うつ病、統合失調症、不安症などは誰もが罹患しうること、若年で発症する疾患が多いこと、自殺の背景にはうつ病をはじめとする精神疾患が存在すること、できるだけ早期に専門家に援助を求めることが有効であること等となっております。いただいた御意見を参考に、引き続き授業の充実等を図ってまいります。</p> | B |
| 6 | <p>社会的養護出身者は様々な課題を抱えたまま大人への階段を上ることになり、成人してなお生きづらさや、生活上の困難を抱え、希死念慮にとらわれることもあります。ヒートヒートの持続的な関わり合いで一定の改善が可能であると認識しています。川崎市には社会的養護の枠組みで養育里親に登録している家庭があり、子供の自立において里親子の関係に基づき支援を行っています。一方、措置関係に現れない者との関係は希薄であることから、大人になっても課題を抱える社会的養護出身者の人生に寄り添うため、社会的養護出身者の自立支援と里親制度の接続について検討していただきたいと思えます。</p> | <p>本市では、社会的養護が必要な児童を対象に委託する養育里親に対し、養育に関する相談や里親同士の相互交流などの支援を行うとともに、社会的養護出身者の自立支援のため、入所児童等への自立に向けた相談支援、就労先となる職場の開拓、退所者同士の交流のための居場所づくりなどの支援を行っております。</p> <p>社会的養護出身者の自立については機関連携が重要であり、両事業の連携はもちろんのこと、児童相談所・施設・里親とも連携を行って支援を進めております。頂いた御意見については、今後支援を進めていく中で参考とさせていただきます。</p> | C |

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 7 | <p>原因・動機別の自殺死亡者数の割合で、『勤務問題』が2022年3位に上がってきているほか、年齢階級別・職業別の自殺死亡者数の割合は、働く世代が、大きな割合を占めています。大きな要因はメンタルヘルスからくる精神的な不調で、長時間労働やハラスメントといったことが要因だと推測します。特にハラスメント問題では、ハラスメント対策を積極的に行っている企業と行っていない企業では、ハラスメントを受けた従業員の数が3倍違うことが分かっており、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、市が選定した講師を出前講座として各企業に派遣できるシステムを構築していただきたいと思えます。</p> | <p>本市では、市内の中小企業を対象に、性別にかかわらず社員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境の整備、事業の活性化、多様な人材の育成などを目的とした事業所向け出前研修を実施しており、その出前研修の中でハラスメント予防をテーマにした研修も実施しております。</p> <p>また、常設の労働相談窓口を設置するとともに、川崎駅周辺、武蔵溝ノ口駅、登戸駅等における定期的な街頭労働相談会を開催し、各種ハラスメントを含む労働に関する様々な相談に対応しております。</p> <p>今後につきましても、事業所向け出前研修を実施していくとともに、労働相談窓口等において、職場でのハラスメントでお困りの方などに対し、適切に対応してまいります。</p> | B |
| 8 | <p>働く世代の勤務問題に、本来最も積極的に取り組むべき存在である事業者に対して下記の施策を実施、すでに行われている場合は不十分と感じているので、より強化することを提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自殺予防に有効となる研修の受講を「業務の一環として」「社員全員」に講習してもらうことを奨励する。健康診断におけるメンタルヘルスチェックの1つとして行い、プログラムや資料等はWebサイトや経済関連団体を通じて周知・配布し、あらゆる規模の会社で取り組めるようにすることが望ましい。 2. 1.の取り組みを行っている企業の公表や、広告宣伝が可能な形で特別なロゴマークの使用認定をするなどイメージ的・視覚的に企業にメリットのある優遇措置を設ける。 3. 1.を満たした企業に対し、既存実施の生産性向上等による補助・助成事業等において「自殺予防のための取り組み」を事由とした申請の認可や他の入札事業におけるスコア優遇、また、これ自体の補助・助成枠の新設。 | <p>本計画におきましては、ライフステージ別の対策として、青年期から中高年以降は、雇用問題、経済・労働問題を原因・動機とする自殺が増加することから、経済労働分野と連携した取組が必要であるとしております。取組20「職場でのメンタルヘルス対策」として、働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の健康保険担当者や労務担当者等を対象とした研修会や労働関係広報誌の活用等を通じ、情報発信を行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、企業等関係機関との連携のもと、普及啓発を進めていくにあたり参考とさせていただきます。</p> | C |

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 9 | <p>精神衰弱時の SOS 窓口の利用が難しい現状を考慮し、計画にもありますように、ぜひとも自殺や重大な精神衰弱の予防のために「精神科医療機関と関係機関で共有するネットワーク構築」や「データヘルス計画」によるリスクが高い個人の抽出と能動的かつ積極的な対応の推進をご検討ください。</p> | <p>本計画における取組として、自殺未遂者やその家族等に対する支援について、医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、重点施策として取り組むこととしています。また、統計分析等により、積極的なアプローチが必要な対象層を検討し、自殺対策の取組を進めてまいります。</p> | B |
| 10 | <p>第3次計画までの取組として、川崎市中部地区において、「川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業」により、三次救急医療機関との連携体制を構築するとともに、対象者やその家族に対するフォローアップ(定期的な面接・訪問・電話による支援及びサービス調整等)を実施し、また、川崎市北部地区において、三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、対象者を支援するための「地域連携体制の構築に向けた調査・分析」を実施したと記載されています。</p> <p>これらについて、第4次推進計画では触れておらず、評価が明確にされていない印象であり、課題の抽出と対策、今後の発展(特にフォローアップを全市に拡大する、地元精神科病院や診療所とのネットワーク構築など)について具体化することが、大変有効かと思いますが、その目標設定は、人的問題・財政的な側面や協力機関との関係の問題などで困難なのでしょうか。第3次計画のみで終了するのはもったいない印象があります。</p> | <p>本市においては、自殺で亡くなった方の4～5人に1人過去に自殺未遂歴があったことがわかっており、「過去の自殺企図・自殺未遂」は最大の危険因子とも言われています。</p> <p>第3次計画で取り組んだ中部地区、北部地区における取組については、自殺未遂者支援に係る取組として平成28年度から実施しており、これまでの調査研究や支援モデル構築事業による情報蓄積をもとに地域の関係機関とのネットワークを構築し、支援を展開していくものです。詳細な評価については本計画に記載をしていますが、各地区において三次救急医療機関との間で連携して自殺未遂者の支援に取り組む体制が構築できたことや、必要な相談支援機関につなぎ、具体的な解決を促進できているなど一定の効果を上げているものと認識しております。</p> <p>※詳細は、毎年度作成しております「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」に記載されていますので、下記ホームページを参照ください。 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140515.html</p> <p>第4次計画においても過去に自殺未遂者の支援を主要な課題として位置付けるとともに、取組項目における重点施策として取り組むこととしており、本編P57の取組番号66「自殺未遂者及びその家族への支援」の中で継続的に取り組むこととしています。</p> | D |

(3) その他

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 11 | <p>川崎市の問題点として、いじめ対策や教育現場への負担があると考えます。「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画(案)」に対する意見募集において「いじめられている場合、直接話を聞くのではなく、紙に書いて相談できるといい。」という救難信号に対し、「いじめの対応については、いじめられている児童生徒の救済を最優先とし、児童生徒や保護者の意向を汲みながら丁寧な対応に努めてまいります。」とD区分の返答をされました。同区分は対応されない区分で、その回答からは市政に対応する余力が無いと感じます。市議会や行政の対応でも、市政がリソースや時間に追われている様子が伺えます。川崎市は企業に対する働き方改革を推進していますが、市自体の働き方や市政運営の改革も同様に重要な問題であり、市民としては市が他者を救済できるほど余裕があると感じられません。心身的に余裕のある市政を目指すことが、結果的に市民のメンタルヘルスを守り、支える包括的な対策につながると考えられます。</p> | <p>本市では、平成29年度から「働き方・仕事の進め方改革」を進めております。「働き方・仕事の進め方改革」は、「職員の働く環境の整備と意識改革」と「多様な働き方の推進」を取組の方向性として、デジタル化の進展などの環境の変化にも対応しながら進めており、こうした取組を通じて、引き続き、将来にわたりより良い市民サービスを安定的に提供していくことを目指してまいります。</p> | E |